

An aerial photograph of a town, likely Gokiso, showing a mix of residential buildings, green fields, and a major road. The image is framed with rounded corners and a blue border.

2020

御船町都市計画マスタープラン

【概要版】

令和2年3月
御船町

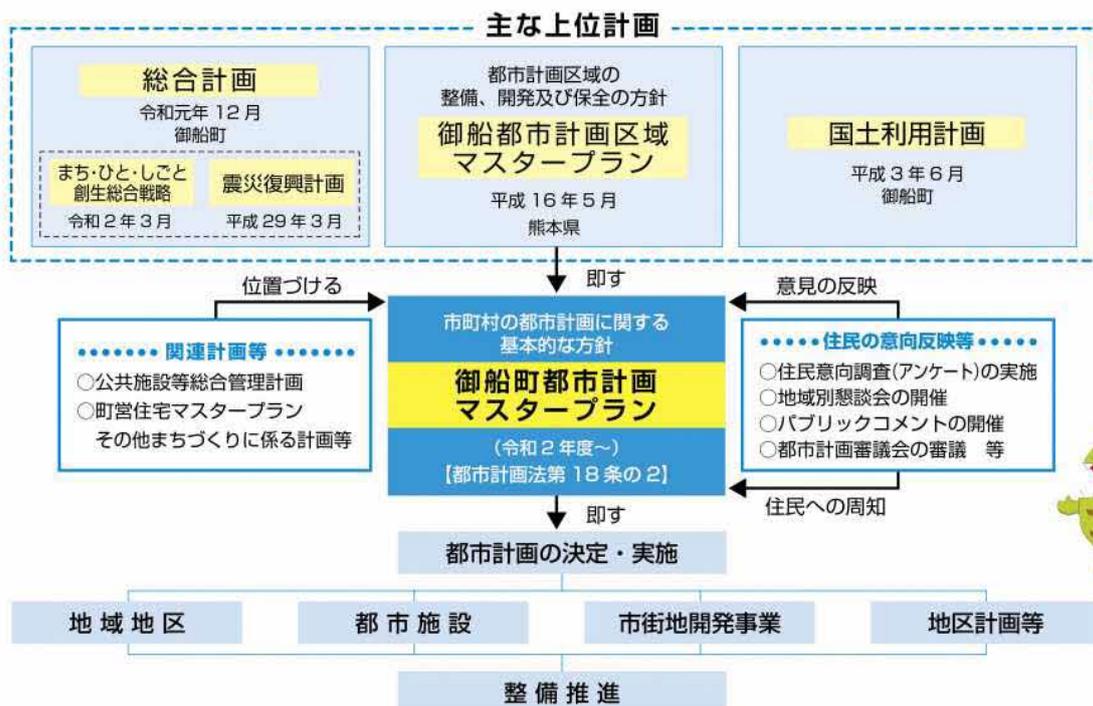


都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、町民に最も身近な行政機関である町が、町民の意向を反映させながら、身近な都市空間の充実や地域の個性を生かしたまちづくりに向けて、**土地利用のあり方、道路や公園、住宅づくりなど、都市計画に関する基本的な方針を定めるもの**です。

都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、まちづくりのビジョンの統一やまちづくりの一体性の確保を図ることから、「御船都市計画区域マスタープラン」や「御船町総合計画」などの上位計画に即して定める必要があります。さらに、都市計画マスタープランが土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとした各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図ります。特に、都市計画法に定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされているため、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。また、都市計画マスタープランは町民と町が協力・連携して構築するものであり、一連の取組みを通じて町民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示します。



計画の対象区域

都市計画法第5条において「一体の都市として総合的に整備し、開発し、および保全する必要がある区域」として都市計画区域が定められており、この**都市計画区域を基本**とします。

目標年次

都市計画マスタープランは、目指すべき都市の将来像を長期的視野から展望した計画が必要となるため、**概ね20年後の2040年(令和22年)**を目標年次として、都市計画の基本目的や方向性を定めます。なお、社会情勢の変化、各種計画の変更など、本町をとりまく情勢の変化を踏まえて、必要に応じて修正や見直しを行います。



都市づくりの基本理念と基本方針

本町では、まちづくりを進める上で最上位の計画となる「第6期 御船町総合計画」を2019年12月に策定しており、都市計画マスタープランにおいても、総合計画が目指すまちづくりの実現に向けて、将来像を踏襲することとします。

みんながわくわくする御船町

基本方針

1

御船らしさを継承したまちづくり

- 豊かな自然・田園環境や先人達が育んできた伝統的な地域資源等の保全を基本とする御船らしさを継承したまちづくりを目指します。
- 人々の余暇時間の増大や都市住民の自然回帰指向の増大等による地域文化や豊かな自然環境に接する場へのニーズの高まりに対し、憩いのある水辺づくり(親水広場や散策路等)や歴史的・伝統的な地域資源の活用など、御船らしさを活かした魅力あるまちづくりを目指します。

基本方針

2

地域交流の活発なまちづくり

- 安定した公共交通の確保、幹線道路網の充実とともに、拠点を中心とした各地の生活環境施設の整備・充実を図り、快適な生活を支える多様な都市施設の整備を進め、地域交流が盛んな都市構造の形成を目指します。
- 役場やカルチャーセンターなど、人が集まる場として魅力的なまちづくりを推進するとともに、豊かな自然・田園環境との調和に配慮しつつ、国道443・445号両バイパス沿線やインターチェンジ周辺の土地の有効活用など、拠点性を向上させ賑わいや活力を維持・創出し、新たな交流を生むまちづくりを目指します。

基本方針

3

安全・安心で快適に生活できるまちづくり

- 既存都市施設の適切な維持管理や更新・有効活用に努めるとともに、交通安全施設(ガードレールやカーブミラー等)や防犯環境(防犯灯や防犯カメラ等)の整備された安全・安心なまちづくりを目指します。
- 主要施設間や主要地域資源等を円滑に結ぶ歩行者・自転車空間ネットワークの整備や既存施設等の一体的なバリアフリー化を図るなど、高齢者や障がいのある人を含め、すべての人に安全でやさしい都市環境の形成を目指します。

将来都市構造

コンパクトなまちづくりを推進するにあたり、都市機能の骨格となる「拠点」・「軸」・「ゾーン」を明確にし、秩序ある都市づくりを目指します。

拠点 都市機能の効率的な配置と機能の維持・向上

生活サービス施設(医療・福祉・商業など)などの集積や既存施設の活用を図り、都市機能の維持・向上を図ります。

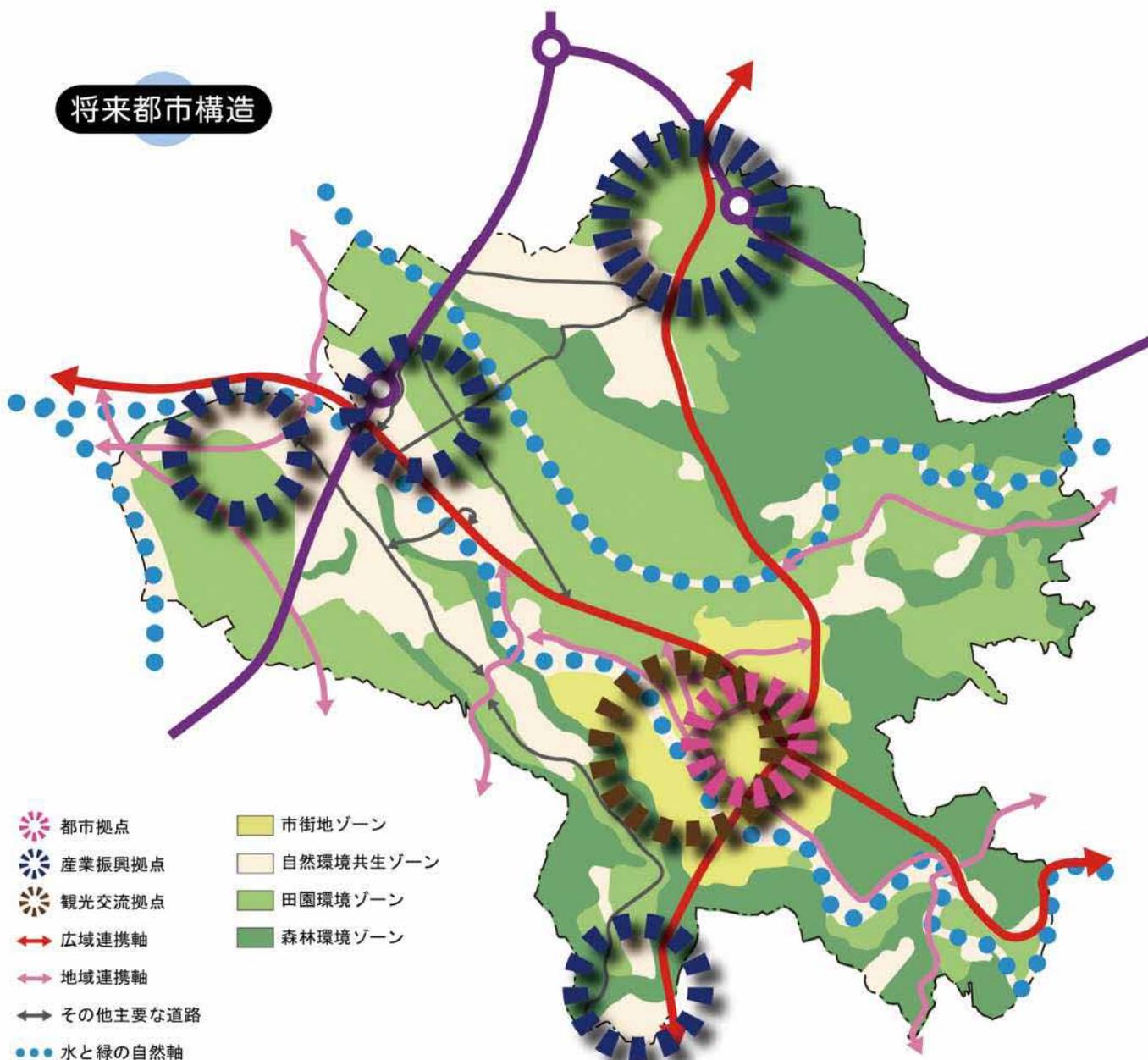
軸 多様な交流を支える交通ネットワークの形成

町内各拠点間・集落間を効率的に結ぶ交通ネットワークを形成することで、利便性を確保し、町域の一体性の創出を図ります。

ゾーン 都市と自然の共生関係の維持

無秩序な市街地の拡大防止と豊かな自然・田園環境の保全により、御船らしさ(豊かな自然・田園環境)と市街地の共生関係の維持を図ります。

将来都市構造



全体構想



土地利用および市街地整備の方針

商業地

- ・都市拠点としてふさわしい商業の誘導や商業機能の高度化・集約化
- ・本町通り等の歴史的な街なみ景観を保全し、回遊性の高い特色ある商業地の形成
- ・非線引き白地地域における適正な土地利用コントロールの検討

沿道市街地

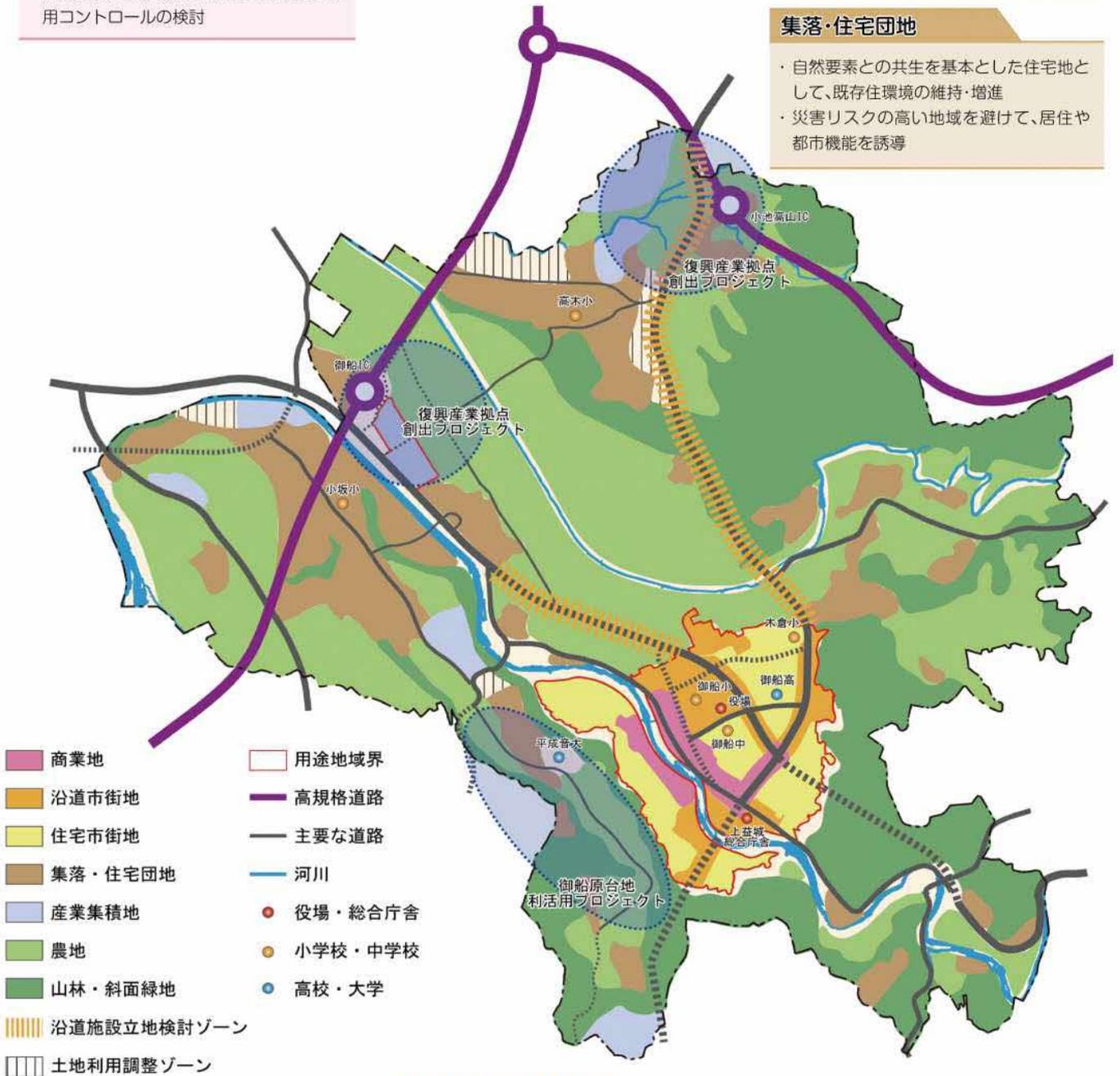
- ・幹線道路の機能を活かした商業・業務施設や生活サービス施設等の立地による利便性の高い市街地形成を誘導

住宅市街地

- ・周辺の自然・田園環境と調和した住宅市街地として、住環境の維持・増進
- ・町有地や空き地・空き家を活用するなど、既存市街地内で人口の受け皿を確保

集落・住宅団地

- ・自然要素との共生を基本とした住宅地として、既存住環境の維持・増進
- ・災害リスクの高い地域を避けて、居住や都市機能を誘導



農地

- ・無秩序な開発の防止、保全による機能維持
- ・担い手への農地集積・集約化等の取組みについて検討

山林・斜面緑地

- ・保全による機能維持

沿道施設立地検討ゾーン

- ・周辺の自然・田園環境や住環境に配慮しつつ、計画的な沿道施設の誘導

土地利用調整ゾーン

- ・農地としての土地利用を基本としつつ、計画的な土地利用調整による新たな産業立地や住宅開発などを容受

産業集積地

- ・復興産業拠点創出プロジェクトや御船原台地活用プロジェクトの推進
- ・地域特性に応じた適切な土地利用のコントロール(特定用途制限地域や地区計画等)による無秩序な開発の抑制や良好な市街地の形成

都市施設整備の方針

道路整備

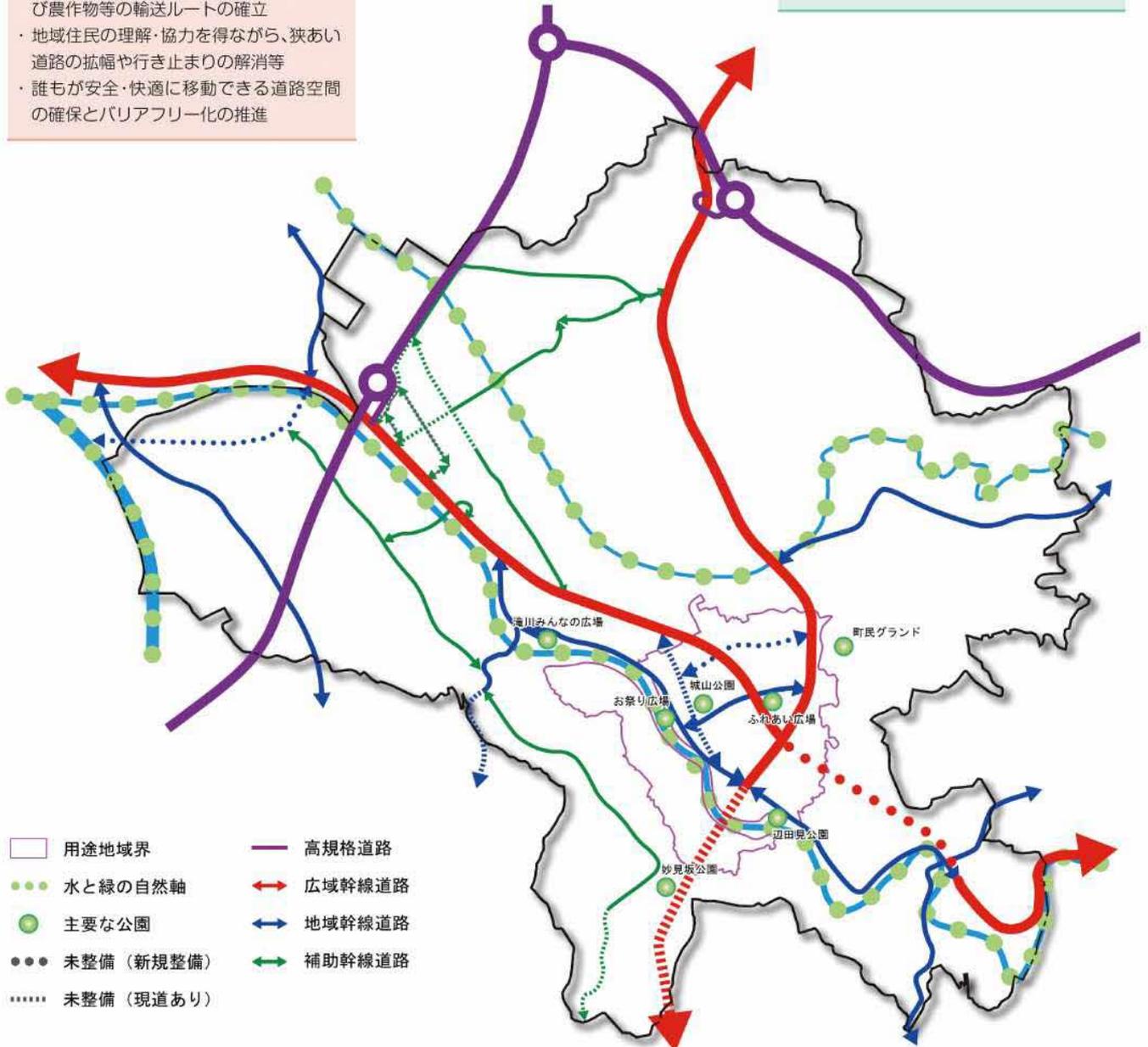
- ・ 将来の交通需要や本町を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、都市計画の見直しも含め、効率的かつ効果的な整備について検討
- ・ 未整備箇所の整備や機能強化に向けた事業の推進
- ・ 町内の回遊性向上や広域観光ルートおよび農作物等の輸送ルートの確立
- ・ 地域住民の理解・協力を得ながら、狭あい道路の拡幅や行き止まりの解消等
- ・ 誰もが安全・快適に移動できる道路空間の確保とバリアフリー化の推進

公共交通

- ・ 持続可能な公共交通ネットワークの形成
- ・ 利便性向上に向けた地域公共交通網の再編について検討
- ・ 新たな交通システム(循環バスやデマンド型など)の導入検討

公園等

- ・ 憩いのある水辺づくりを検討
- ・ 災害時の避難・救援活動等を支える防災拠点としての機能を備えた運動公園の整備
- ・ ふれあい広場の再整備に向けて検討
- ・ 主要な公園の適切な維持管理・更新および利用に関する共通ルール等の作成について検討



上下水道および河川

- ・ 水道施設の適切な維持管理および必要に応じた施設の更新・耐震化
- ・ 効率的で経済的な下水道整備
- ・ 頻発する局地的集中豪雨による浸水被害の解消を目的とした雨水排水対策の検討
- ・ 河川改修の要望の継続

その他公共施設等

- ・ ライフラインや公共施設等の耐震化を促進するなど、適切な維持管理・更新
- ・ 御船町公共施設等総合管理計画(H29.3)に基づき、各施設の適切な維持管理や点検、長寿命化等を行うとともに、建替えや統廃合など今後のあり方について検討

都市環境形成の方針

- ・ 本町の骨格的な自然軸となる御船川、矢形川や低地部に広がる優良農地、集落地の周辺に点在する斜面緑地などのまとまった緑地は、住民に潤いを与えるとともに、本町を特徴づける景観と位置づけ、保全に努めます。
- ・ 町内各地域に多くみられる名所旧跡など御船固有の地域資源の保全・活用に努めます。
- ・ 「くまもと歴町50選」にもなっている御船川左岸の本町通りについては、景観の保全や特色あるまちづくりを進めます。
- ・ 市街地の都市基盤施設の整備においても、道路の沿道景観への配慮や敷地内緑化に努めるなど、市街地景観の質の向上等を目指します。

都市防災の方針

<都市防災への対応>

- ・ 地域防災計画の見直しや避難場所・避難ルートの見直し、防災拠点機能の強化(広域防災拠点(総合運動公園)の整備、既存施設の耐震化、備蓄倉庫の整備など)など、熊本地震や内水氾濫をはじめとした自然災害の経験・教訓を踏まえ、災害に備えたまちづくりを推進します。
- ・ 液状化や地すべりなど災害リスクの高い地域にある住宅等の移転促進や土地情報の共有、土地利用上の制限を設け立地を規制するなど、災害リスクの高い地域を避けて、居住や都市機能を誘導していきます。
- ・ 緊急輸送道路等の重要な道路上の橋りょうや、沿道建築物の耐震化を図ります。
- ・ 内水氾濫による被害を軽減するため、規模の大小に関わらず、町で定める開発事業を行う企業等に対し、雨水の流出抑制対策を促していきます。
- ・ 住環境の安全確保に向けて、狭あい道路や行き止まりの解消、空き家・空き地対策の実施、防犯灯の設置推進や町内既存防犯灯のLED化、交通安全施設(ガードレール、カーブミラー等)の整備を推進します。

<ソフト面の対応>

- ・ 建築物の耐震診断および耐震改修等を計画的に実行していきます。
- ・ 災害発生時に町民自らが迅速な対応ができるように日頃から自助・共助(近助)の意識醸成を図るとともに、防災リーダー(防災士)の育成など地域防災力の強化を図ります。

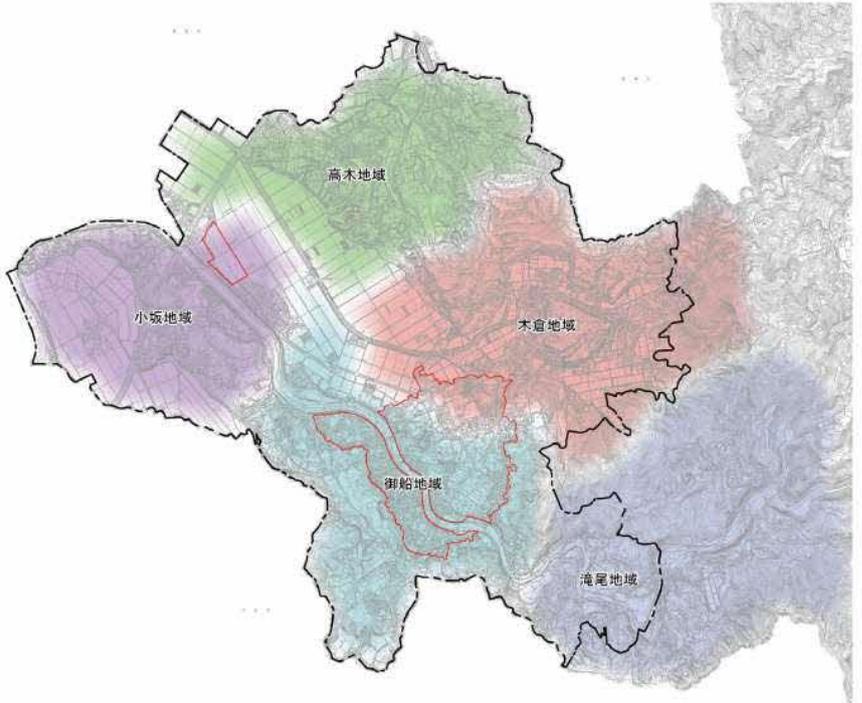




地域区分の設定

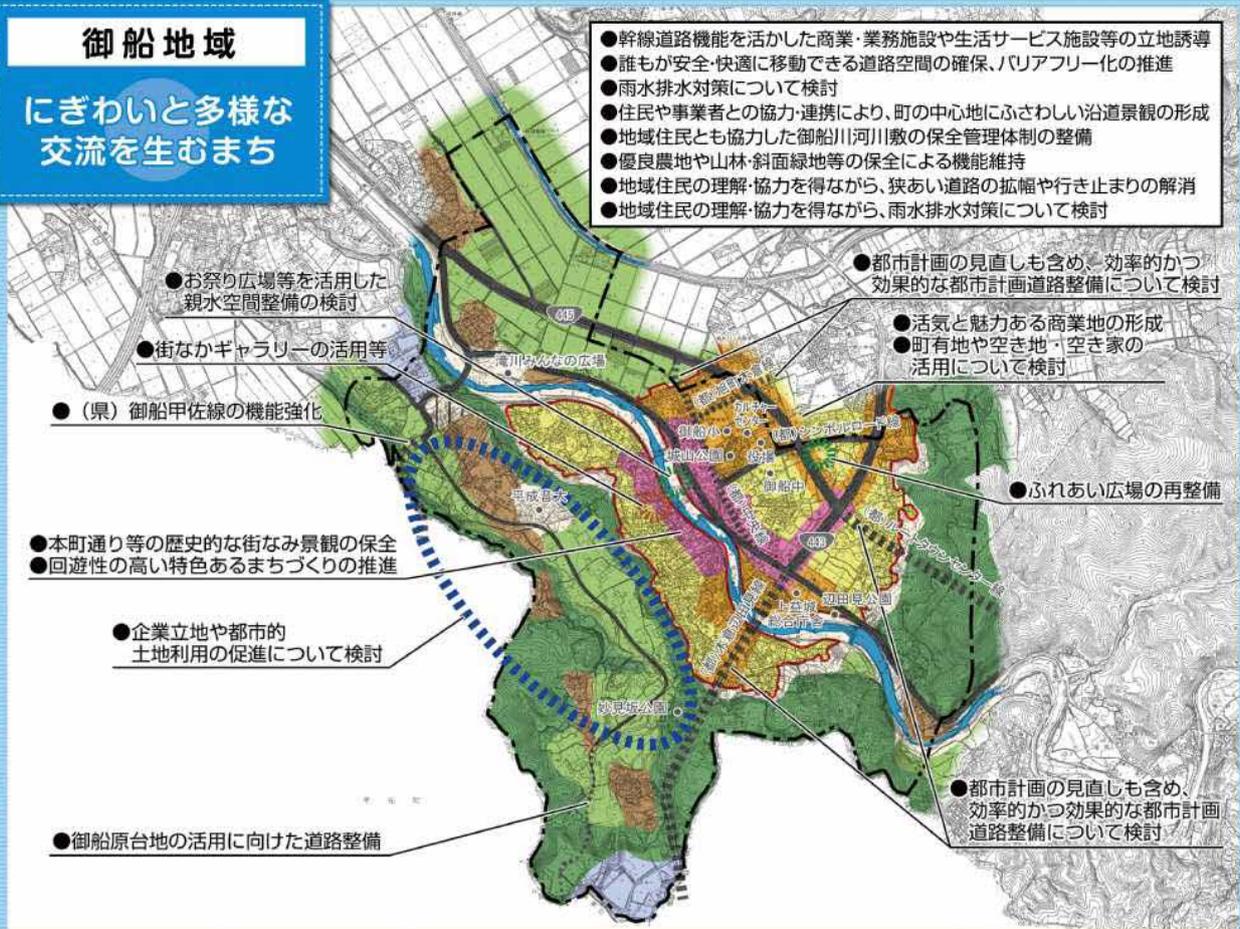
地域別構想の策定にあたっては、地域づくりの整備方針を位置づける上で、適切なまとまりを考慮し、地域区分を設定します。

地域区分については、歴史的な沿革や土地利用状況、既存コミュニティを考慮し、小学校区を基本とした「御船地域」「滝尾地域」「木倉地域」「高木地域」「小坂地域」の5地域を設定します。



御船地域

にぎわいと多様な交流を生むまち



- 幹線道路機能を活かした商業・業務施設や生活サービス施設等の立地誘導
- 誰もが安全・快適に移動できる道路空間の確保、バリアフリー化の推進
- 雨水排水対策について検討
- 住民や事業者との協力・連携により、町の中心地にふさわしい沿道景観の形成
- 地域住民とも協力した御船川河川敷の保全管理体制の整備
- 優良農地や山林・斜面緑地等の保全による機能維持
- 地域住民の理解・協力を得ながら、狭あい道路の拡幅や行き止まりの解消
- 地域住民の理解・協力を得ながら、雨水排水対策について検討

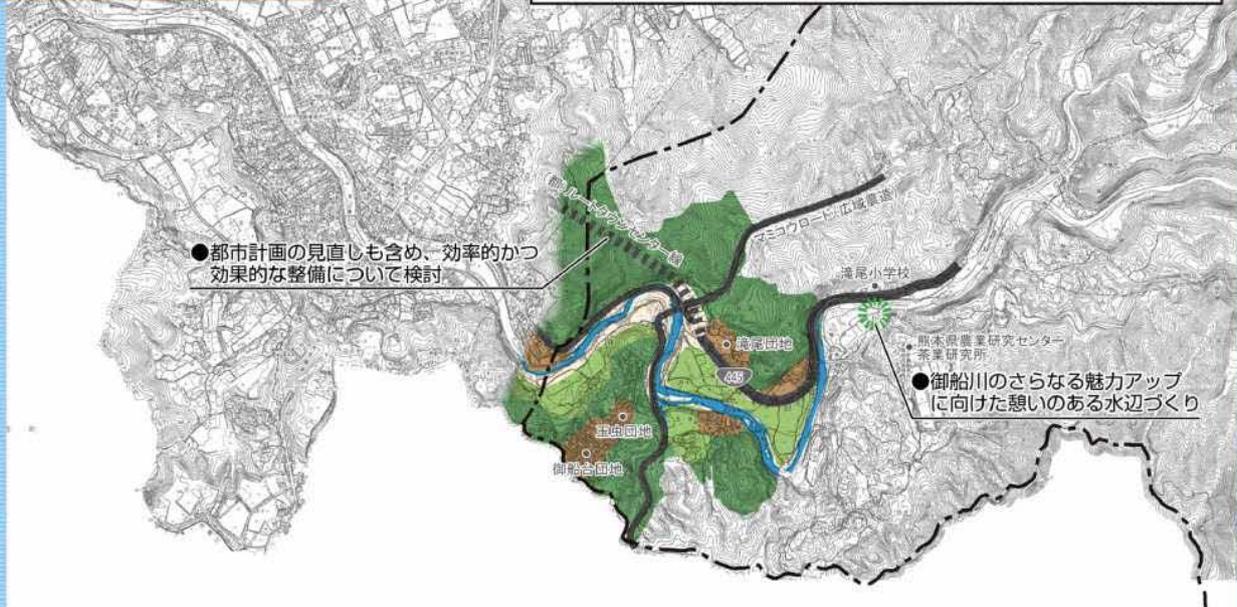
- お祭り広場等を活用した親水空間整備の検討
- 街なかギャラリーの活用等
- (県) 御船甲佐線の機能強化
- 本町通り等の歴史的な街なみ景観の保全
- 回遊性の高い特色あるまちづくりの推進
- 企業立地や都市的土地利用の促進について検討
- 御船原台地の活用に向けた道路整備

- 都市計画の見直しも含め、効率的かつ効果的な都市計画道路整備について検討
- 活気と魅力ある商業地の形成
- 町有地や空き地・空き家の活用について検討
- ふれあい広場の再整備
- 都市計画の見直しも含め、効率的かつ効果的な都市計画道路整備について検討

滝尾地域

周辺の自然・田園環境
と調和した滝尾らしい
まちづくり

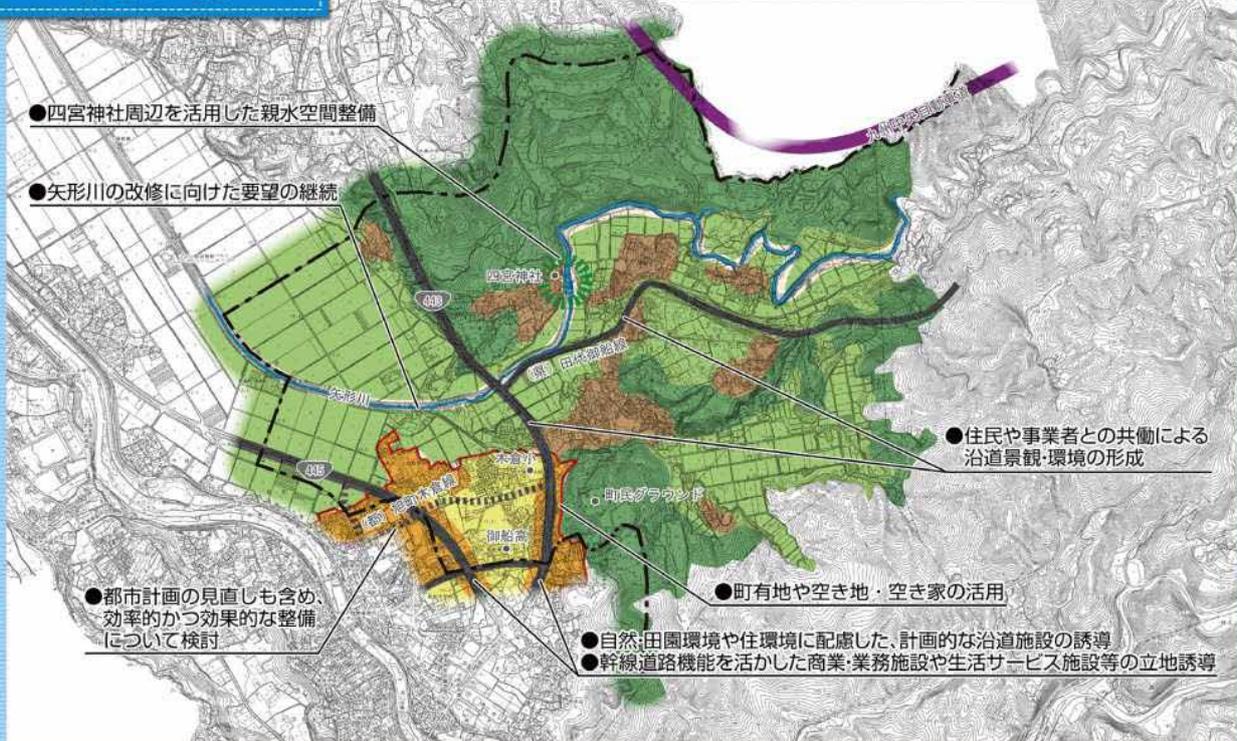
- 地域住民の理解・協力を得ながら、狭あい道路の拡幅や行き止まりの解消
- 誰もが安全・快適に移動できる道路空間の確保、バリアフリー化を推進
- 御船川の両岸に連なる山林の保全・育成
- 御船川沿岸に広がる農地の保全、御船川と一体となった自然田園環境の維持・増進
- 地域に点在する史蹟や名勝などの地域資源の保全
- 保水機能を有する森林、土砂流出を抑制する斜面緑地等の保全
- 団地・集落からの2方向以上の避難経路確保



木倉地域

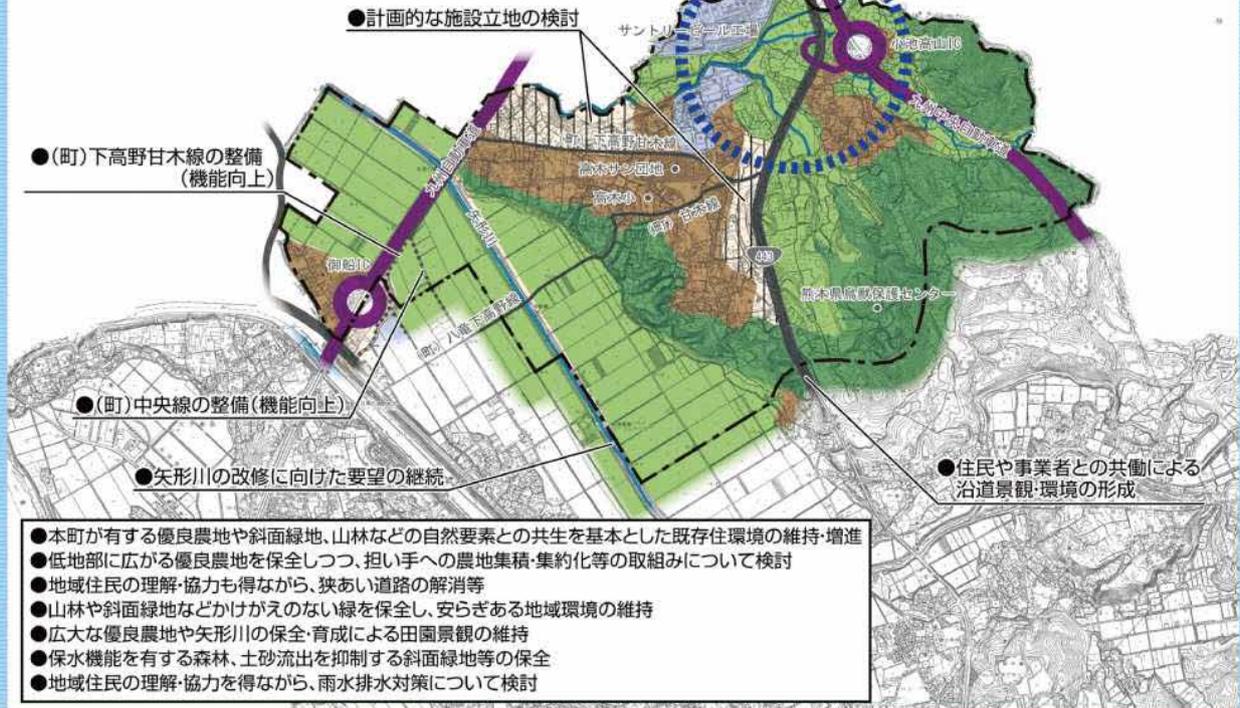
自然・田園環境と市街地
が共存した魅力ある
まちづくり

- 自然・田園環境に育まれる住環境の維持・増進
- 地域住民の理解・協力を得ながら、狭あい道路の拡幅や行き止まりの解消
- 誰もが安全・快適に移動できる道路空間の確保、バリアフリー化の推進
- 矢形川や低地部に広がる優良農地、集落地の周辺に点在する斜面緑地など、まとまった緑の保全
- 保水機能を有する森林、土砂流出を抑制する斜面緑地等の保全
- 地域住民の理解・協力を得ながら、雨水排水対策について検討



高木地域

彩り豊かな集落環境を大切に、
新たな町の玄関口として
利便性に優れたまち



小坂地域

良好な自然・田園環境に
恵まれ、利便性を活かした
交流のまちづくり





共働のまちづくりの推進

本町の持続的な成長を図るため、共働(共に考え、共に動き、共に進めていく)の考え方にに基づき、町民や団体・企業、行政の相互理解のもと、それぞれの役割を担うことで、まちづくりの目標の実現に向けて取組みを進めていきます。

また、町民のまちづくりへの参加意欲も高まってきており、まちづくり団体等新たなまちづくりの主体による取組みも活発化してきています。そのため、町民や団体・企業、行政などは、相互理解の上で以下の役割・責任を分担し、まちづくりの目標実現に向けた取組みを進める共働のまちづくりを推進します。



<p>町民 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御船町のまちづくりについて、町民と行政が共通認識を持つよう努めます。 ○ まちづくりの主体であることを自覚し、地域社会に関心を持って、積極的にまちづくりに関わるよう努めます。 ○ まちづくり団体は、専門性などを活かし、まちづくり活動を進めるとともに、地域住民や企業などとの協力・連携に積極的に努めます。 ○ 地域に応じた課題への対応、地域の良好な居住環境等を維持・創出するため、まちづくり協定、地区計画の検討など、地域主体のまちづくりに努めます。
<p>企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御船町のまちづくりについて、企業と行政が共通認識を持つよう努めます。 ○ まちづくりの主体であることを自覚し、地域社会に関心を持って、積極的にまちづくりに関わるよう努めます。 ○ 地域社会の一員として、地域住民やまちづくり団体等との連携を深め、地域と密着した関係を構築するよう努めます。 ○ 地域の活性化が自らの企業価値を高めるという視点を持ちながら、人材・資金・ノウハウなどの資源を活かし、企業活動を通じてまちづくりの推進に寄与するよう努めます。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政が主体的に行うべきまちづくりについて、町民の多様なニーズを踏まえながら、選択と集中や効率的な施策展開などに留意して、計画的に進めます。 ○ 共働によるまちづくりを推進するため、各主体が十分に力を発揮することができる環境づくりに努めるとともに、役場内の連携強化に取り組めます。 ○ 地域の課題に適切に対応するため、関係者間の協力・連携を促すとともに、必要に応じて、国や県などの関係機関に協力を求めます。 ○ 共働によるまちづくりに関する職員一人一人の意識の向上を図ります。

共働



計画の進行管理

都市計画マスタープランは、計画期間が長期にわたることから、法制度等の改正や社会経済情勢の変化、上位計画の見直しなど、都市計画マスタープランの方針に大きな影響を及ぼす場合には、状況に応じて適宜見直しを行うとともに、計画へフィードバックすることで、計画を継続的に改善・育成していきます。



御船町 建設課 都市計画係

〒861-3296

熊本県上益城郡御船町大字御船995番地1

電話：096-282-1312 (直通)